中量国際再生學宣院的報昭和四十七年法律第二十四号

(この法律の趣旨) に必要な特別措置に関する法律 抄に必要な特別措置に関する法律 抄

第一条 この法律は、昭和五十年に開催される沖第一条 この法律は、昭和五十年に開催される沖

員とみなす。 適用については、法令により公務に従事する職 (明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法

3

附

この法律は、公布の日から施行する。

三号) 抄附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九

(施行期日)

施行する。 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から

第大条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。)の施行の日前に改正法による改正前の国家公務員等退職手当法第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き財団法人沖縄国際海洋博覧会協会の職員として在職した後引き続いて再び改正法による改正後の国家公務員等退職手当法の一部を改正す

(政令への委任) (政令への委任)

は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な事項第四十二条 附則第二条から前条までに定めるも